令和８年（フ）第６２９号
埼玉県富士見市羽沢３丁目15番16―６号
債務者　阿部　千春（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６０号
埼玉県川越市大字石田103番地３　（コンフォートカントリー101）
債務者　山ケ城莉恵（旧姓平林）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６９号
埼玉県狭山市富士見２丁目23番30号　イーストプレイス107
債務者　都外川一気
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９６号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目11番32号　高田屋ハイツ203
債務者　野口　和久
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５７号
北九州市八幡東区春の町４丁目７番16―903号、前住所北九州市八幡東区槻田１丁目１番28―402号
債務者　麦田　智治
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２０２号
群馬県高崎市上並榎町260番地６
債務者　佐々木理帆
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１３６６号
さいたま市大宮区北袋町１丁目190番地２平和台Ａ―202
債務者　杉川　真愛（旧姓津田）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９７号
埼玉県川口市戸塚東２丁目４番５号　マインドハイムエチュード１―105
債務者　新納優美恵
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４０９号
さいたま市見沼区大字上山口新田99番地　早乙女ハイツ201
債務者　仲宗根大輝
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１０号
さいたま市見沼区大字上山口新田99番地　早乙女ハイツ201
債務者　仲宗根　舞（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５１７号
埼玉県北本市緑２丁目227番地１　ドルフ北本Ｆ―201、旧住所埼玉県北本市中央３丁目33番地１　ヒルズ中央Ａ―205
債務者　森山　勝美
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７６号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目47番48号スカイハイツ101号
債務者　濱田　邦夫
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７７号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目47番48号スカイハイツ101号
債務者　濱田　好子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４２１号
相模原市緑区大島3192番地23
債務者　古舘　紀子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８９号
愛知県稲沢市祖父江町両寺内371番地１
債務者　小塚　千尋
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２１８号
愛知県丹羽郡大口町余野一丁目197番地　クラベールＢ棟102号
債務者　大藪　啓子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２５４号
愛知県稲沢市駅前４丁目11番35―810号
債務者　池原　千春
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部